

豊後高田市ふるさとキャラクター
「そばみちゃん」のデザイン等使用について

豊後高田市ふるさとキャラクター「そばみちゃん」の諸権利は、「豊後高田市観光協会」に帰属しており、「使用承認申請」が必要です。

「そばみちゃん」のデザイン等を使用する（したい）場合は、必ず事前に申請を行い、申請窓口の豊後高田市観光まちづくり株式会社（以下「まちづくり株式会社」という。）の許可を受けてください。

■デザインについて

1. 定められた色（表示色又は単色）、形等を正しく使用し、縦横比の変更やデザインの改変を行わないこと。
2. 申請時に使用する物件の見本を提出すること。ただし、現物での提出が困難なものについては、写真や図面等確認できるものを提出すること。
3. 商品、商業広告等を使用する場合、使用料はいただきませんが、使用許可にあたっては、使用目的・方法を考慮し、決定します。

■次のような場合、使用することができません。

- ・豊後高田市の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになるとき。
- ・デザイン等を正しい使用方法にしたがって使用しない、又は使用しないおそれのあるとき。
- ・法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- ・特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行う者が使用するとき。
- ・その他、まちづくり株式会社が不適当と認めたとき。

■使用までの流れ

